

自家用有償旅客運送の実施に係る事務・権限等

- 自家用有償旅客運送の実施にあたっては、**運営協議会**(市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議)において**合意**が調った後に、**国土交通大臣の登録**を受ける必要がある。
- 国土交通大臣は、**輸送の安全確保及び利用者の保護**のための指導・監督を実施。

運営協議会 (道路運送法第79条の4)

【主宰者】 市町村(都道府県も可)

【構成員】 地方運輸局(又は運輸支局)、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者 等

【協議事項】 ①自家用有償旅客運送の必要性 ②運送の区域 ③旅客から収受する対価

合 意

国土交通大臣の登録 (道路運送法第79条) → 権限の委任により、都道府県ごと(北海道は7ヶ所)の運輸支局長が実施

- 【登録要件】 ①バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることにつき、地域の関係者が合意していること。
- ②運行管理体制、運転者、整備管理体制、事故発生時の連絡体制等、必要な安全体制を確保していること。

【有効期間】 2年(重大事故を起こしていない場合等は3年)
→協議会の合意に基づき、更新の登録が必要

国土交通大臣による輸送の安全確保等の指導・監督 (道路運送法第79条の9 等) → 運輸支局長が実施

- 運行管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について、指導・監督
- 必要に応じ、監査等により確認。さらに、是正命令や登録の取消等の処分を実施

地方分権改革有識者会議及び地域交通部会について

地方分権改革有識者会議について

- 地方分権改革の推進体制を整えるため、平成25年3月に地方分権改革推進本部(本部長:総理 全閣僚で構成)が設置され、国から地方への事務・権限の移譲などについて議論を進めていくこととされた。
- 専門的・実務的な議論を行うため、平成25年4月に地方分権改革推進担当大臣の下に地方分権改革有識者会議が設置された。

地域交通部会について

- 平成25年5月、地方分権改革有識者会議の下に地域交通部会が設置された。
- 地域交通部会では、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しをテーマとして、各省や地方団体等の関係者からヒアリングを行い、移譲に係る具体的な方策について検討を行った。

地方分権有識者会議委員名簿

座長	神野 直彦	東京大学名誉教授
座長代理	小早川 光郎	成蹊大学法科大学院客員教授
議員	柏木 斉	株式会社リクルートホールディングス取締役相談役
	後藤 春彦	早稲田大学創造理工学部長
	白石 勝也	松前町長
	勢一 智子	西南学院大学教授
	谷口 尚子	東京工業大学准教授
	古川 康	佐賀県知事
	森 雅志	富山市長

地域交通部会委員名簿

部会長	後藤 春彦	早稲田大学 創造理工学部長
構成員	内田 明憲	読売新聞 論説委員
	加藤 博和	名古屋大学大学院 准教授
	勢一 智子	西南学院大学 教授
	山内 弘隆	一橋大学大学院 教授

これまでの開催状況

- 第1回 (4/12金): 事務局より、国から地方への事務・権限の移譲に係るこれまでの議論について説明
- 第2回 (4/26金): 神野座長より、地域交通等の分野について専門部会を設置することが提言
- 第3回 (5/15水): 国から地方への事務・権限の移譲に関する各府省の回答結果の報告。自家用有償旅客運送を主なテーマとする専門部会の設置について合意。
- 第4回 (8/29木): 地域交通部会からの報告、「当面の方針」(案)について議論 等
※その後第5回(10/11)、第6回(10/16)を開催

これまでの開催状況

- 第1回 (7/3水): 事務局より自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直し等についての説明。
関係者(国交省、古川知事(知事会)、森市長(市長会)、揖斐川町長(町村会)、関係団体)からのヒアリング
- 第2回 (7/26金): 報告書(素案)について意見交換(部会長に一任)

地方分権改革有識者会議 地域交通部会報告書(抜粋)

5 見直しの方向性等

8/29第4回地方分権改革有識者会議資料より

(1) 事務・権限の移譲

① 移譲先

(略)現在国(国土交通省)が行っている、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の担い手としては市町村がふさわしいと考えられ、事務・権限の移譲先としては、希望する市町村を基本とすべきである。

一方で、財政状況を含め執行体制上の懸念などから事務・権限の移譲を希望しない市町村が出てくることも考えられる。このような市町村に対しては、まずは、移譲を受けやすくするための環境整備を国(国土交通省)が行い、移譲の促進を図ることが必要である。

また、事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、市町村とともに住民の暮らし全般に責任を負う立場にある都道府県が、上記のような意欲・能力を持つ場合、市町村にかわって役割を果たすことが考えられる。

このため、当該事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲することができるようにすべきである。

なお、当初は事務・権限の移譲を受けなかった市町村が、その後希望するに至った場合には、当該市町村にも移譲することができるようにすべきである。(以下略)

② 移譲先の体制整備

移譲に当たっては、移譲先において、輸送の安全を確保し、利用者保護を図るための事務・権限を適切に執行する体制を整備することが不可欠である。

このため、国(国土交通省)は、これまで蓄積した専門的な知見やノウハウはもとより、輸送の安全確保を担う責任に対する考え方なども含めて的確に継承するために必要な措置を講ずるとともに、移譲後においても事務・権限が適切に執行されるよう、移譲先の地方公共団体との連携を図り、これを支援すべきである。

また、国(国土交通省)は、自家用有償旅客運送の実施とその登録・監査等の事務が同一の地方公共団体に帰属する場合であっても、適正な登録・監査等が実施されるよう必要な措置を検討すべきである。

(2) 地域の実情に応じた運送の実現に向けた措置

① 国(国土交通省)は、

(i) これまで法人格のある団体に限られていた実施主体を弾力化すること、

(ii) 運送の種別ごとに限定されていた旅客の範囲を拡大すること、

(iii) 運送の対価は、実費の範囲内であり、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であれば設定可能である旨の周知を徹底すること、

(iv) 地域における合意形成の手續や運用を改善すること、

(v) 登録更新における書類の省略等事務手續を簡素化すること、

など、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう必要な措置を検討すべきである。